

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠	一 發行號名稱及び記	○ 財務省告示第三百六十五号
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五条」に付けるものの競争は受けれるもとの競争て行とどしるに、その規定。	國庫短期財務証券大臣（第四百六回）麻生太郎	行条件等を次年とおり告示する。政府短期証券平成省	行条件等を次年とおり告示する。政府短期証券平成省	行条件等を次年とおり告示する。政府短期証券平成省

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 万 円	万 四 七 五	万 額 億 額	込 募 各 当 も 各 価 一
	五 千 十 兆	円 面 八 面	み 限 国 て の 申 格 国
	千 八 六 二	金 千 金	の 度 債 る か 込 競 債
	八 百 万 千	額 万 額	応 額 市 。 ら み 競 市
	百 十 四 五	で 円 で	募 の 場 そ の 入 場
	八 八 千 百	四 五	額 範 特 の う 札 特
	十 億 円 六	千 兆	を 圏 別 応 ち 発 別
	円 八 十	八 二	割 内 参 募 応 行 参
	千 九	百 千	り に 加 額 募 「 加
	六 億	十 五	当 お 者 を 価 と 者
	百 五	九 百	て い ご 順 格 い 。
	四 千	億 七	る て と 次 の う 第
	十 九	八 十	。 各 の 割 高 。
	九 百	千 九	申 応 り い I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発		
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 競	債 札 格 第 參	行 市 競 場	格 行 競 加	行 行 価 格	
平 成 二 十 五 年 十 月 二 十 八 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。 そ が き の 百 円 に	額 面 金 額 と 、 し 、 と き 、 年 期 月 月 銀 行 業 業 日 に	償 還 ・ 期 限 償 競 I	當 た 成 し と 償 は に う 、 が き の 翌 休 業 業 日 に	平 成 大 額 百 毛 上 百 円 に そ れ ぞ れ 九 十 九 九	額 面 錢 額 以 百 上 百 円 そ れ ぞ ぞ 九 十 九 九	十 八 錢 額 十 五 年 十 月 二 十 八 日 圓 九	額 成 。 整 數 五 年 十 月 二 十 八 日 圓 九	額 記 載 又 倍 年 金 額 最 振 低 額 口 面 金